

○別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件（平成十九年総務省告示第三百六十八号）の一部を改正する告示案
 新旧対照表

（傍線部分が変更箇所）

改正案			現行		
一・二（略） 三 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備			一・二（略） 三 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備であつて、空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下であるもの		
帯域外領域及びス プリアス領域の境 界の周波数	帯域外領域における スプリアス発射の強 度の許容値	スプリアス領域にお ける不要発射の強度 の許容値	帯域外領域及びス プリアス領域の境 界の周波数	帯域外領域における スプリアス発射の強 度の許容値	スプリアス領域にお ける不要発射の強度 の許容値
搬送波から(土) 六二・五kHz	二・五マイクロワッ ト以下又は基本周波 数の平均電力より四 〇デシベル低い値。 ただし、送信空中線 の絶対利得が〇デシ ベル以下の場合にあ つては、等価等方輻 射電力で二・五マイ クロワット以下又は 基本周波数の平均電 力より四〇デシベル	二・五マイクロワッ ト以下又は基本周波 数の搬送波電力より 四三デシベル低い 値。ただし、送信空 中線の絶対利得が〇 デシベル以下の場合 にあつては、等価等 方輻射電力で二・五 マイクロワット以下 又は基本周波数の搬 送波電力より四三デ	搬送波から(土) 六二・五kHz	等価等方輻射電力が 二・五マイクロワッ ト以下	等価等方輻射電力が 二・五マイクロワッ ト以下

	低い値	シグナル低い値
--	----------------	--------------------

注 (略)

注 (略)